非常事態の対応

<事故・火災発生時について>

- 1 ケガ人・事故、火災等が発生した場合、早急に運営側の指示を仰ぎ、軽度のケガ人は救護・運営スタッフにより対応します。 また、出店社様から等の火災の場合は以下のように対応します。
 - 〈初期消火ができる〉と判断した場合 → 初期消火 → 運営側の指示を仰ぐ
 - ※ 初期消火できなかった場合は避難し、119番通報
 - 〈初期消火ができない〉と判断した場合 → すぐに避難 → 119番通報
- 2 実施責任者(主催者、及び運営スタッフ)が各スタッフに緊急時対応指示、危険回避誘導と危険拡大防止を 行います。 ご来場者様、出店社様は運営スタッフの指示に従ってご対応ください。
- 3 状況に応じ、主催者が警察署、消防署、救急車に連絡を行います。 警察、消防、救急車到着後は、 その指示に従います。

<防災体制>

